

東根市農業委員募集要項

1 募集人員（定数）

19 人

※ 法令により、定数の 4 分の 1 以上を認定農業者が占めること、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者（中立委員）を 1 人以上含めること等の規定があります。

2 任用期間

令和 9 年 1 月 25 日から令和 12 年 1 月 24 日まで 3 年間

3 身分

東根市の特別職の非常勤職員

4 職務内容

毎月の委員会や農業委員会総会に出席し、農地の貸借、売買、転用申請などの審議、決定を行うほか、農地の調整、現地調査、遊休農地の発生防止・解消、地域計画等の話し合いについて、農地利用最適化推進委員と連携した活動などを行います。

5 委員報酬

月額 40,000 円（会長及び会長職務代理者は加算されます）

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当する者とします。

- （1）市内に住所を有する者を基本とし、市外に住所を有する者も妨げない。
- （2）本市の職員でない者。ただし、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項に規定する特別職にある者を除く。
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
ただし、任命予定日において、次のいずれにも該当しない者とします。
 - ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ②禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 推薦及び募集に係る手続き等

募集は、①法人若しくは団体又は農業者等3名以上の個人からの推薦、②個人からの応募のいずれかの方法になります。推薦又は応募する者は、所定の様式に必要事項を記入の上、東根市農業委員会事務局へご提出ください。

様式は農業委員会事務局へ備えるほか、東根市ホームページからもダウンロードできます。

「東根市ホームページ」<https://www.city.higashine.yamagata.jp/>

8 受付期間

令和8年8月4日（火）から令和8年8月31日（月）まで（必着）。

持参の場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

9 選考方法

東根市農業委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類をもとに選定します（必要に応じて面接等を行う場合があります）。

その後、市長が評価委員会の報告を受け、市議会の同意を得て任命します。

結果については、東根市ホームページ等により公表し、候補者に文書で通知いたします。

10 推薦及び応募の状況の公表

法令に基づき、受付期間の中間及び期間終了後に、東根市のホームページに推薦した者、推薦を受けた者及び応募した者に関する情報を公開いたします。

11 提出先及び問い合わせ先

〒999-3795 東根市中央一丁目1番1号

東根市農業委員会事務局農政係（東根市役所4階）

電話番号：0237-42-1111（内線3711）